

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和5年12月19日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年5月17日
	訪問調査日	令和5年9月11日
	評価結果の確定日	令和5年12月6日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

## I 事業者情報

### (1) 事業者概況

事業所名称	八幡学園	種別	児童養護施設		
事業所代表者名	施設長 山崎 喜久雄	開設年月日	昭和25年8月1日		
設置主体	社会福祉法人 順源会	定員	60人	利用者数	38人
所在地	〒731-5116 広島県広島市佐伯区八幡一丁目5-20				
電話番号	082-928-0602	FAX番号	082-927-2814		
ホームページアドレス	<a href="https://yahata.jungenkai.or.jp/">https://yahata.jungenkai.or.jp/</a>				

### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業：児童養護施設	毎月：家庭の日
・児童養護施設	招待行事(野球、サッカー、岩国ベース、民生委員、商工会、
・障害児入所施設・障害者支援施設・相談支援事業所	広島学院、宮島ボート、映画)
・障害福祉サービス事業所(共同生活援助)	盆・正月ドライブ、クリスマス会、餅つき、月見、壮行会
・障害福祉サービス事業所(生活介護)	山小屋宿泊(年2回)、報恩講、花祭り、花見・紅葉ドライブ
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 25 室	○食堂 1か所 ○学習室 7か所
・居室内訳(1人部屋) 6 室	○調理室 1か所 ○静養室 2か所
(2人部屋) 8 室	○浴室 6か所 ○家庭部屋 2か所
(3人部屋) 4 室	○トイレ 10か所 ○地域交流室 1か所
(4人部屋) 2 室	○医務室 1か所 ○会議室 1か所
(幼児部屋) 5 室	○事務室 1か所

### 職員の配置

職種	人数(うち常勤の人数)	職種	人数(うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	栄養士	1人(1人)
保育士	6人(6人)	調理員	6人(6人)
児童指導員	6人(6人)	嘱託医	1人(0人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)	事務員	1人(1人)
個別対応職員	1人(1人)	管理栄養士	1人(1人)

## II. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

八幡学園は、社会福祉法人順源会が原爆孤児等家庭での養育の難しい児童たちの福祉を図る目的で昭和25年に開設した児童養護施設で、同じ敷地内では、障害福祉サービス事業所(共同生活援助・生活介護)も運営しています。施設は、広島市佐伯区の住宅が密集した住宅街に位置し、小学校や中学校も通いやすい距離にあります。3階建ての建物3棟は、それぞれ、法人本部と男子棟、幼児及び女子棟、厨房と食堂などで構成されています。

4年前の前回受審時は定員60人に対して利用人数54人、今回は38人と大幅に減っていました。これは、全国的に施設への措置から里親制度に移行しつつあり、一方で本入所には至らないまでも一時保護の依頼が増える傾向にあるとのことからでした。また、高校卒業などのタイミングで児童養護施設や里親などの社会的養護のケアから離れた子ども・若者(ケア・リーバー)が不安定な状況になることがあり、児童養護施設の年齢制限18歳を見直す動きもある中で、学園では従来から本人の希望によりいつでも受入れられる体制をとっておられ、社会への自立に移行する段階を重視されている先駆的な姿勢が伺えました。

### ◎特に評価の高い点

(1)入所児童数の減少で空いた居室や元の職員寮を、中学生・高校生の希望者の個室として活用したり、洗濯を自分で行なう機会を確保して、自立生活訓練を意識した生活に繋げておられました。また、隣接地の空き家を買って改修し、今後は、退所者や退所をめざす子ども、入所児童のグループ単位の施設外生活の体験スペースとしての活用を検討され、ニーズを先取りし、地域移行プログラムを拡充する環境整備が行われていることが印象的でした。(管理運営編 No.14:設備環境、No.31:施設の退所・施設を退所した後の対応)

(2)八幡学園は戦後70年間にわたって時代のニーズの変化に対応しながら、児童の社会的養護として一貫して家庭的機能を重視する実践に取り組み、児童養護施設の果たすべき役割について種別協議会や行政等に対して情報発信を続けておられます。実習や就職の希望者も多く、その実践が関係者の中で共感・支持されていることを感じました。(管理運営編 No.17:制度に関する意見・意向の伝達、No.8:経営環境の変化等への対応②)

(3)子どもに美味しい食事を提供したいという理事長の思いから、法人として、管理栄養士・栄養士を多数採用され、施設での食事の管理だけでなく、学校と連携した給食のアレルギー対応など、職員は栄養領域の専門性をいかした役割を担っておられます。また、管理栄養士・栄養士はお互いに情報共有しながらサポートを行っており、チームワークが発揮されています。(サービス編 No.8:食事)

(4)施設内の地域交流スペースは、災害時の避難所としての活用その他、夏休み期間中は、退職した教員による「夏休み学習会」の実施や施設のプールも開放し、施設利用の子どものみならず、地域の子供達を受け入れるなど、地域貢献に力を入れておられます。また、災害時には、施設で保有している発電機や井戸水を地域住民に提供できる体制を整備しておられます。(サービス編 No.35:施設機能の地域還元)

### ◎特に改善を求められる点

(1)個人情報保護の具体的な取り組みとして、職員一人ひとりの誓約書を集めておられること、またプライバシーポリシーは法人ホームページで公表されていることが確認できました。しかしながら、個人情報保護法およびそのガイドラインで示されている個人情報保護規程は確認できませんでした。児童養護施設などの措置施設も、個人情報取扱い事業者として同法の遵守を求められています。リスクマネジメントの観点から個人情報保護規程を整備・公表し、幹部職員が説明ができること、そして職員に周知されることを提案いたします。(管理運営編 No.20:子どもを尊重する姿勢②)

(2)不審者対応については「緊急時対応のフローチャート」で示しておられますが、不審者侵入時に備え、子どもへの連絡方法、安全の確保・確認や避難経路などをマニュアル化し、警察や警備会社等と連携した避難訓練を実施されることを提案します。(サービス編 No.4:不審者対策)

(3)心理的ケアが必要な子どもについては、子どもの行動を確認し、職員同士で適切な支援ができるよう話し合いの場を持たれ、必要に応じて児童相談所と連携し医療機関の受診などに繋げておられます。今後、心理専門職との連携もすすめ、自立支援計画に基づいた心理支援プログラムを作成し、専門的な支援を検討されてはいかがでしょうか。(サービス編 No.21:メンタルヘルス)

## III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

## IV. 項目別の評価内容

## 1 管理運営編：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	「My Another Family もう一つの家族」をモットーとし、「一人ひとりの人権を尊重し、人としての尊厳に相応しいサービス」を基本理念に掲げ、子どもと職員が家族のように生活する場を提供しておられます。 理念は、パンフレットやホームページに明文化して周知され、面談等で来園した保護者にも、園の方針やルールとともに説明しておられます。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	理事長は、児童養護施設が抱える課題と求められるニーズを常に意識して、隣接する空き家を改修して活用し、自立生活訓練の場、あるいは自立援助ホーム的な使い方を模索するなど、先駆的な事業を展開しておられます。事業計画は、年間行事を中心に策定し、日常的な子どもとの関わりを通じて柔軟に変更しながら事業を実施しておられます。 ◎子どもの最善の利益を実現するための取り組みについては、常に職員にも伝えておられますが、ぜひ3～5年の中・長期計画として明文化して地域にも発信し、職員・地域住民とともに理念の実現に向けて取り組まれてはいかがでしょうか。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	現在は理事長が施設長を兼任されており、理事長・施設長の権限については、管理運営規程に定めておられます。施設長は毎日の朝会で制度などの情報をタイムリーに提供するとともに、職員から子どもの様子を聴き、改善点などを職員と一緒に検討しておられます。 子どもに家庭と同様な暮らしを提供するために、職員は住み込みを基本としておられますが、休憩時間を確保した勤務体制や給与への反映など、職員の処遇改善にも積極的に取り組まれています。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	施設長は、専門誌や新聞などのメディアなどを常に確認し、また国や県などの担当者とも連携をはかり、児童養護施設が抱える課題を整理し、退所後の子どもの支援や一時保護の受け入れなど具体的な支援に繋げておられます。さらに、入所人数や推移なども細かく把握して職員と共有し、年に数回、定期的に公認会計士による助言・指導も受けておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	子どもが家庭と同様に生活できるよう、職員が常に子どもの傍らに寄り添える職員配置と勤務体制で施設を運営しておられます。施設長は、職員の取り組みを評価して給与面に反映させるなど、処遇改善にも積極的に取り組まれています。法人として、施設の子どもをはじめ、職員とその家族が利用できるよう別荘「山の家」「海の家」を保有しておられます。カープの年間指定席の確保や、直近では職員の健康増進に向けたスポーツ施設の契約など充実した福利厚生を実施しておられます。 職員研修は、職員の経験等を考慮し、施設長やベテラン職員が職員の希望を聞きながら、施設外研修の受講を積極的に調整しておられます。基幹的職員研修やマイクロバスを運転するための大型自動車免許など、職務に関連した資格取得も支援しておられます。研修や資格取得にかかる費用は全額施設で負担しておられます。 保育士や社会福祉士、心理系資格の取得をめざす学生の実習を年間40人から50人受け入れておられます。実習は、学校の要望に沿ったプログラムで実施され、実習生の中には施設への就職希望者も多く、人材確保にも繋がっておられます。
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	浸水や洪水、子どもの事故発生時など、リスク別の対応手順が定められ、かかりつけ医や学校などの連絡先がリストにまとめられています。職員間でSNSを活用したグループを作成し、緊急時の連絡体制を整備しておられます。 安全確保、事故防止に向けて、職員同士での話し合いの場を設け、事故発生時には発生要因の分析や再発防止策の検討が行われています。

2 組織の 運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	<p>建物は、男女別の棟に分かれ、子どもが少人数のグループで家庭的に過ごせるよう集団・個別のスペースを両立した居住スペースが各棟で確保されています。共有スペースとして、食堂、男女別の浴室、人数に応じた洗面スペースやトイレも整備されています。</p> <p>入所児童数の減少で空いた居室や元の職員寮を、中学生・高校生の希望者の個室として活用したり、洗濯を自分で行なう機会を確保して、自立生活訓練を意識した生活に繋げておられました。また、隣接地の空き家を買って改修し、今後は、退所者や退所をめざす子ども、入所児童のグループ単位の施設外生活の体験スペースとしての活用を検討され、ニーズを先取りし、地域移行プログラムを拡充する環境整備が行われていることが印象的でした。子どもと一緒に職員が掃除を実施し、居室や共有スペースは、清潔に保たれていました。年に数回食堂の清掃や害虫の駆除も実施しておられます。</p>
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	<p>地域の子どもの夏休みの居場所として、退職した教員と連携した「夏休み学習会」の実施や、施設内のプールも開放しておられます。地域のソフトボールクラブに子どもが所属するとともに、職員もコーチを務めるなど、子どもが自然と地域に溶け込めるよう取り組まれています。昭和25年から70年以上現在の地で施設を運営され、児童養護施設が地域に自然と溶け込んでいることが伺えました。</p>
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	<p>八幡学園は戦後70年間に渡り、時代のニーズの変化に対応しながら、児童の社会的養護として一貫して家庭的機能を重視する実践に取り組み、児童養護施設の果たすべき役割について種別協議会や行政等に対して情報発信を続けておられます。実習や就職の希望者も多く、その実践が関係者の中で共感・支持されていると感じました。</p> <p>財務諸表については、規程に基づき開示しておられます。</p> <p>◎財務諸表などもわかりやすく提示し、安定した経営を地域にも発信しているか。</p>
3 適切な 養育・ 支援の 実施	(1)子ども(・母親)本位の 養育・支援 自己評価:N0.19-24	<p>子どもと職員が一つの家族として生活することを理念に掲げ、職員同士の連携を密にした支援が行われています。職員は子どもを尊重した関わりに繋がるよう、積極的に施設外研修に参加しておられます。</p> <p>個人情報保護の具体的な取り組みとして、職員一人ひとりの誓約書を集めておられること、またプライバシーポリシーは法人ホームページで公表されていることが確認できました。しかしながら、個人情報保護法およびそのガイドラインで示されている個人情報保護規程は確認できませんでした。</p> <p>子どもの意見や意向は、職員を通じて把握し、定期的な嗜好調査を実施し、献立などに反映しておられます。苦情解決の仕組みを整備し、主にベテラン職員が対応しておられます。門限の時間を変更したり、ゲームやタブレットなどを導入するなど、子どもの意見を聴き、子どもがより家庭的な環境で過ごせるよう柔軟に対応しておられます。</p> <p>◎児童養護施設などの措置施設も個人情報取扱い事業者として個人情報保護法の遵守が求められています。リスクマネジメントの観点から個人情報保護規程を整備・公表し、幹部職員が説明ができること、そして職員に周知されることを提案いたします。</p>
	(2)養育・支援内容の質の 確保 自己評価:N0.25-28	<p>福祉サービス第三者評価を3年毎に受審し、この度も複数の職員による自己評価が行われていました。評価の結果については、職員朝会などで共有しておられます。</p> <p>健康管理や虐待防止、感染症予防、災害対応など、子どもの支援に関する業務が「支援・対応マニュアル」として1冊にまとめられ、各グループごとに配備し、マニュアルに沿った対応に努めておられます。</p> <p>子どもに関する養育の記録は日誌や面会記録などで適切に記録しておられます。</p> <p>個人情報の開示については、法人のプライバシーポリシーの中では情報開示要求できることが触れられ、また「支援・実務マニュアル」の中に開示請求の様式がありましたが、いずれも断片的な確認しかできませんでした。</p> <p>◎マニュアルは必要な情報が読みやすくまとまっていますが、定期的な見直しを行い、最新の情報に更新されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎個人情報保護法は、個人情報の保護だけでなく開示も権利として認めており、その時のルールや具体的な対応も定めて公表することが求められています。上述の個人情報保護規程と同様に、情報開示規程として整備・公表・職員周知を検討いただければと思います。</p>

<p>3 適切な 支援の 実施</p>	<p>(3)養育・支援の開始・ 継続 自己評価:N0.29-32</p>	<p>法人のホームページやパンフレットを作成し、理念や施設の概要、支援内容などの情報提供が行われ、入所時の説明時にも活用しておられます。子どもや保護者向けの広報誌も発行しておられます。入所時には、職員が児童相談所に出向き、施設での生活について説明しておられます。 職員は、退所後も、子どもが施設を訪ねやすい関係を築いておられ、状況によっては、関係機関などと連携した支援が行われています。 ◎施設での生活の様子や行事などの写真などを盛り込んだ説明資料を作成し、子どもや保護者がより入所後の生活をイメージできるよう取り組まれてはいかがでしょうか。</p>
---------------------------------	--	---

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編：児童養護施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	担当を決め、子どもと職員が一緒に、共有スペースや各自の居室を毎日清掃し、季節の変わり目には全員で大掃除に取り組まれています。 建物は男女別の棟に分かれ、グループ毎の生活空間が確保されています。各居室は、カーペット敷きの共有スペースと和室で構成され、中学生以上の男子は希望により個室も準備しておられます。共有スペースには職員が常駐しており、子どもが安心した生活が送れる環境となっています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	洪水や浸水等の災害発生時の対応マニュアルを策定し、定期的に避難訓練も実施しておられます。災害発生時の備蓄は、定期的に確認しておられます。 施設内に高性能カメラを設置し、不審者の侵入防止策を講じておられ、不審者対応についても「緊急時対応のフローチャート」で示しておられます。 ◎不審者侵入時に備え、子どもへの連絡方法、安全の確保・確認や避難経路などをマニュアル化し、警察や警備会社等と連携した避難訓練を実施されることを提案します。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画は、担当職員が、子どもとの関わりの中で子どもの希望や課題を見出し、策定しておられます。自立支援計画は様式を定めて適切に記録され、年に2回の見直しとともに、子どもの様子に変化が見られた場合は、随時、職員の話し合いにより、計画の変更が行われています。必要に応じて、児童相談所等、関係機関と連携し、計画に反映しておられます。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	子どもに美味しい食事を提供したいという理事長の思いから、法人として、管理栄養士・栄養士を多数採用され、施設での食事の管理だけでなく、学校と連携した給食のアレルギー対応など、職員は栄養領域の専門性を活かした役割を担っておられます。また、管理栄養士・栄養士はお互いに情報共有しながらサポートを行っており、チームワークが発揮されています。 食事は、子どもが好きな時間に別棟の食堂で取り、高校生には昼食の弁当も手作りで提供しておられます。幼児用のキャラクター食器やしつけ箸なども活用し、食事の楽しみや食事マナーにも配慮しておられます。 子どもはゆとりのある和室で布団を敷いて就寝しています。衛生面に配慮し、気持ちよく安全に眠れるよう配慮しておられます。 子どもは毎日、自分が希望する時間に入浴し、早朝のシャワー浴などの希望にも応じておられ、安全面と清潔保持に配慮しながら入浴を支援しておられます。 子どもの衣服は、子ども一人ひとりが好みに合わせて選択し、職員は季節や生活場面に合わせた選択ができるよう支援しておられます。 居室には、タンスや棚など個々の収納スペースを確保し、整理整頓がされています。洗濯機も複数台設置し、中学生以上の子どもは自分で洗濯を行うことで、退所後の自立支援にも繋げておられます。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	職員は、日常生活の中で子どもの思いや存在を尊重する気持ちを大切にし、子どもが自ら意見を述べやすい環境を築かれています。 週末や長期休暇の過ごし方なども子どもの希望に沿って決定し、今年の夏もグループ毎に、施設所有の別荘「海の家」での宿泊や海水浴などを楽しんでおられました。行事の際には、参加だけではなく、不参加の意思も尊重しておられます。 生活のルールは、職員ではなく子ども同士で決めることで、子どもの自主性と協調性を育ておられます。子どもが地域のソフトボールチームに所属するなど、積極的に施設の外に出ることで、社会でのルールを身に付ける機会とされています。 性教育については、プライベートゾーンなどの基礎知識を各グループ毎に伝えたり、日常的に子どもの疑問に対して職員が対応し、話し合う場を設けておられます。 子どもが一人で買い物に出かけたり、年齢に応じた小遣いや、誕生日には児童手当で子どもの好きな物を購入する機会を設けておられます。 ◎性に関する施設外研修には参加していただけるようですが、LGBTQなど多様化する子どもの性に対応できるよう、職員間でも性に関する勉強会などを実施し、共通認識を持つ機会を検討されてはいかがでしょうか。

2 日常生活 中での 支援	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO. 19-20	居室に子ども各自の勉強スペースを確保し、個々のペースで学習しています。自己管理が難しい子どもは職員が連絡帳などで学習内容を把握するなど、子どもに応じた学習支援が行われています。中学生以上の希望者には、通塾も支援しておられます。進路については、本人や学校、児童相談所とも相談しながら、就職や進学の決定をされています。大学等の進学時には、日本学生機構の奨学金などの情報を提供し、経済的な支援も行われています。
	(5)その他の支援 自己評価：NO. 21-23	心理的ケアが必要な子どもについては、子どもの行動を確認し、職員同士で適切な支援ができるよう話し合いの場を持たれています。専門的な支援が必要な場合は、児童相談所などと連携し、医療機関の受診などに繋げておられます。 子どもが施設の生活を開始する際には、職員が子どもの心身状況を理解し、職員間で情報を共有して、安心して生活できる場を築いておられます。担当職員と子どもが、施設での生活に必要な物を二人で買いに行くことで、緊張感を和らげたり、自分の物を買う喜びを感じてもらえるよう取り組まれています。 ◎心理的ケアが必要な子どもには、心理の専門職との連携をすすめ、自立支援計画に基づいた心理支援プログラムを作成するなど、心理専門職との連携も検討されてはいかがでしょうか。
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 24-25	他法人での虐待発生事例なども職員と共有しながら、毎月、全員が参加する職員会議や朝会などで振り返りの機会を持たれています。「ほめ方」「しつけ」「叱り方」など、支援の中で虐待に繋がりそうな場面で注意するポイントや言葉遣いなども明文化して職員に周知しておられます。また、勤務年数の浅い職員が対応に苦慮している場合にはサポートに入るなど、職員と子どもとの関係調整にも配慮しておられます。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 26-27	子どもに問題行動が見られた場合や子ども同士で暴力やいじめが確認された場合は、子どもと話をして子どもの気持ちを理解するとともに、職員や児童相談所とも相談を重ねて対応しておられます。他の子どもの安全にも配慮し、状況に応じて、別室や複数の職員で対応されています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 28-29	食中毒に関するマニュアルを整備し、食の安全を確保しておられます。コロナ禍での経験をもとに、ゾーニングや隔離など発生時の対応をまとめた新型コロナウイルス感染症対応マニュアルも新たに作成し、職員間で共有しておられます。部活やアルバイトなどで食事時間が早朝や夜遅くなる子どもにも、食事は保管して温め直し、適温で提供されています。
4 保護者等 に対する 支援	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30	児童相談所とも連携しながら、保護者の相談に応じておられます。希望に応じて、電話や面会を通じて、子どもと保護者との関係構築を支援しておられます。児童の様子は、施設の広報誌を通じて伝えておられます。毎月、保護者と外出・外泊する機会として「家庭の日」を設け、保護者の状況を確認しながら、対応しておられます。
	(2)子どもと保護者の 関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33	コロナ禍では、面会や外泊の制限があったようですが、面会の回数を少しずつ増やすなど、保護者とは定期的に連絡を取り合い、子どもとの関係継続を支援しておられます。また、保護者からの育児の問い合わせなどにも対応しておられます。 保護者との関係構築が難しい場合は、児童相談所と連携し、職員間で情報共有しながら、子どもが安全に過ごせるよう対応しておられます。
5 地域との つながり ・ 専門性 の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34	基幹的職員研修を修了、また、現在受講中の職員も併せて複数人配置されており、職員が一人で課題を抱え込まないよう、いつでも相談できる体制が確立しています。 毎日職員間で情報を共有し、問題が発生した場合は、相談しながら解決に向けた話し合いが行われています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35	施設内の地域交流スペースは、災害時の避難所としての活用の他、夏休み期間中は、退職した教員による「夏休み学習会」の実施や施設のプールも開放し、施設利用の子どものみならず、地域の子どもの受け入れるなど地域貢献に力を入れておられます。また、災害時には、施設で保有している発電機や井戸水を地域住民に提供できる体制を整備しておられます。 地域行事にも積極的に参加され、地域との良好な関係を築かれています。

6 養育・支援の質の確保	(1)養育・支援の基本 自己評価：NO.36-40	職員は、担当制で子どもと常に一緒に生活しているため、子どもの表情の変化を見逃さず、状況に応じて1対1で関わることで、子どもとの信頼関係を築いておられます。担当職員は、子ども一人ひとりのニーズを把握し、職員間で共有して話し合いの場を持ち、子どもの欲求が満たされるような支援を心がけておられます。 施設内・外で子どもが遊べるよう、子どもの年齢に応じた遊び道具や図書が準備されています。子どもの要望や学習環境に合わせてゲームやタブレットを導入したり、全居室にWi-Fiを整備しておられます。 施設でのルールなどは、子ども同士で話し合っ決めて、家庭の空間を意識して貼り紙などはせず、日々の生活の中で口頭で伝えながら習得できるよう支援しておられます。
	(2)自己領域の確保 自己評価：NO.41-42	洋服や日用品などは、基本的に子どもの個人所有とし、居室のタンスや棚で子どもが個人で保管しています。所有物には個人の名前を記入して紛失防止に努めていますが、大切なものを職員に預ける子どももおられます。 子ども一人ひとりの成長の記録はアルバムとしてまとめ、子どもが好きな時にみられるように子ども自身が保管しています。
7 所後の家庭復帰・退所支援	(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO.43-44	退所する子どもには、困った時にはすぐに施設に連絡すること、またいつでも立ち寄れる場所であることを伝えておられます。実際に、退所後の子どもの中には、頻繁に施設を訪問する子どももおり、訪問した際の様子や子どもの状況については、朝会において職員全員で共有しておられます。 退所後に課題を抱えている子どもには、関係機関と連携し、安定した生活が行えるよう支援しておられます。



## 自己評価・第三者評価の結果 (管理運営編: 児童養護)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織 (法人・施設)

## (1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	A	B	

## (2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	B	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	B	B	

## (3) 施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

## 2 法人・施設の運営管理

## (1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

## (2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	B	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

## (3) 安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

## (4) 設備環境

14	設備環境	施設は、子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切に、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	B	
----	--------	--	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	A	B	

**3 適切な養育(治療)・支援の実施****(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	B	○
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	C	B	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	B	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	C	C	

**(2)養育(治療)・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	A	B	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	B	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	B	

**(3)養育(治療)・支援の開始・継続**

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	A	B	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

## 自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護施設版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1. 施設的环境整備

## (1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

## (2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	C	○

## 2. 日常生活の中での支援

## (1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	B	B	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	B	B	

## (2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	A	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

## (3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	B	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
<b>(4)学習・進学・就職</b>					
19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	
<b>(5)その他の支援</b>					
21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	C	○
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	A	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	A	A	
<b>3. 安心な生活</b>					
<b>(1)虐待の防止</b>					
24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
<b>(2)問題行動への対応</b>					
26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	
<b>(3)衛生管理</b>					
28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	
<b>4. 保護者等に対する支援</b>					
<b>(1)保護者への支援</b>					
30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	B	B	
<b>(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等</b>					
31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	B	A	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	C	C	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

## 5. 専門性の向上・地域とのつながり

### (1) 専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	---	---	---	--

### (2) 地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	B	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

## 6. 養育・支援の質の確保

### (1) 養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	A	A	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	B	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

### (2) 自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とるようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	B	A	

## 7. 家庭復帰・退所後の支援

### (1) 継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	B	B	